

加入者の皆さまが**保険証を使用できるのは、退職日までです。**

## 退職された方の健康保険証の 回収にご協力をお願いします

加入者様の退職や、扶養解除の際には、5日以内の届け出と併せて、健康保険証の回収をお願いしているところです。

当健康保険組合では、加入者様の退職及び扶養解除後において、無資格でありながら健康保険証を医療機関等で使用された場合、被保険者様に対して、健康保険で支払った医療費を、不当利得として返還請求しております。

この無資格受診の発生を防止するうえでも、健康保険証の返却を加入者様に周知していただくとともに、**健康保険法施行規則第51条により、事業主様には健康保険証の回収と返納について義務が課せられております**ことから、退職日までに健康保険証を回収していただきますようご協力をお願いいたします。

### 資格の切れた保険証の返却をお願いします

#### 保険証は退職後、速やかにお返しく下さい！

- 保険証が手元にあっても、退職日の翌日以降は使用しないでください。
- 月の途中での退職の場合でも、使用できるのは退職日までです。
- 退職後は速やかに事業所へ返却をお願いします。
- 扶養のご家族さまの保険証も同時に返却してください。

#### 扶養から外れる際も同様です！

- 扶養のご家族さまが、就職・結婚・離婚などで扶養から外れる際は、保険証は扶養解除日の前日までしか使えません。
- 扶養を外れる方の保険証は速やかに事業所へ返却をお願いします。

#### このような誤解はございませんか？

- 新しい保険証が届くまでは使えるだろう
  - 月の途中の退職だから、月末までは使えるだろう
  - 会社から何も言われてないから使えるだろう
  - 保険証を病院に見せたが使えたから大丈夫だろう
- ⇒ 保険証には、ICチップなどが組み込まれていないため、原則、医療機関等の窓口では、その保険証が有効かどうかの判断をすることができません。

#### 事業主さま・ご担当者さまへのお願い

- 保険証は、退職後5日以内に「資格喪失届」に添付して、当健康保険組合にご提出ください。
- 扶養のご家族さまが、就職・結婚・離婚などで扶養から外れる場合は、事実発生から5日以内に扶養から外れる方の保険証を添付のうえ「被扶養者異動届」を当健康保険組合にご提出ください。
- 紛失等により返却ができない場合は、「資格喪失届」又は「被扶養者異動届」に「被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

### 資格の切れた保険証をしようすると・・・

資格喪失日又は扶養解除日以降に保険証を使用すると、当健康保険組合が負担した医療費を返還していただくことになります。